

独立行政法人 地域医療機能推進機構
(Japan community Health care Organization : JCHO)
東京蒲田医療センター
基本研修プログラム



独立行政法人^{ジェイコー}地域医療機能推進機構 (JCHO) 東京蒲田医療センター

住 所 : 〒144-0035 東京都大田区南蒲田2-19-2

電 話 : 03-3738-8221 (代表)

F A X : 03-3733-7471

E-mail : main@kamata.jcho.go.jp

U R L : <http://kamata.jcho.go.jp/>

目次

| | | | |
|----------|-----------|---|----|
| 1 | 1 | 研修の理念および特色 | 3 |
| | 2 | 病院の理念 | 4 |
| | 3 | 基本方針 | 4 |
| | 4 | 研修医の心得 | 5 |
| | 5 | 独立行政法人 地域医療機能推進機構（JCHO）東京蒲田医療センターの概要 | 6 |
| | | （1）独立行政法人 地域医療機能推進機構（JCHO）とは | 6 |
| | | （2）独立行政法人 地域医療機能推進機構（JCHO）の使命 | 6 |
| | | （3）独立行政法人 地域医療機能推進機構（JCHO）東京蒲田医療センターの概要 | 6 |
| | 6 | 臨床研修指導体制 | 7 |
| | | （1）研修医の注意すべき事項 | 7 |
| | | （2）指導医の注意すべき事項 | 7 |
| | 7 | 研修協力病院及び研修協力施設 | 8 |
| | 8 | 臨床研修管理委員会 | 9 |
| | 9 | 研修に関わる責任者等の名簿 | 10 |
| | | （1）東京蒲田医療センター 臨床研修管理委員会委員長 | 10 |
| | | （2）プログラム責任者 | 10 |
| | | （3）研修実施責任者 | 10 |
| 1 | | （4）研修医の指導を行う者 | 10 |
| | 10 | 初期臨床研修医の処遇 | 11 |
| | | （1）処遇 | 11 |
| | | （2）福利厚生 | 11 |
| | | （3）研修 | 11 |
| | | （4）その他 | 11 |
| | 11 | 初期臨床研修医の募集要項 | 12 |
| | | （1）定員 | 12 |
| | | （2）応募資格 | 12 |
| | | （3）施設見学会 | 12 |
| | | （4）応募に必要な書類 | 12 |
| | | （5）選考 | 12 |
| | | （6）採否 | 12 |
| | | （7）研修開始日 | 12 |
| | | （8）応募に関する申し込み・問い合わせ先 | 12 |

| | | |
|-----------|----------------------------------|-----------|
| 12 | 臨床研修スケジュールの概要 | 13 |
| | (1) 研修診療科、研修期間、研修病院・施設等 | 13 |
| | (2) 研修医スケジュール (例) | 14 |
| 13 | 研修の評価 | 15 |
| | (1) 研修期間の評価 | 15 |
| | (2) 臨床医としての適性の評価 | 15 |
| | (3) 臨床研修到達目標の評価 | 15 |
| | (4) 指導医、看護部、医療技術部門、管理者の評価 | 15 |
| | (5) 研修医手帳 | 15 |
| 14 | 後期研修の概要 | 16 |
| | (1) 目的 | 16 |
| | (2) 一般目標 | 16 |
| | (3) 到達目標 | 16 |
| | (4) 研修期間 (原則) | 16 |
| | (5) 研修方法 | 16 |
| | (6) 後期研修医の処遇 | 16 |
| | (7) 後期研修管理体制 | 17 |
| | (8) 後期研修で取得可能な資格 | 17 |
| | (9) 施設認定一覧 | 17 |
| 15 | 全科共通 到達目標 | 18 |
| 16 | 各診療科別 一般目標・行動目標・研修方略・評価方法 | 21 |
| | (1) 内科系 | 21 |
| | (2) 救急部門 | 22 |
| | (3) 外科系 | 23 |
| | (4) 産婦人科 | 24 |
| | (5) 小児科 | 25 |
| | (6) 精神科 | 26 |
| | (7) 地域医療・地域保健 | 27 |
| | (8) その他の診療科 | 28 |

1 研修の理念および特色

○ 理念

臨床研修は、医師が、医師としての人格を涵養し、将来専門とする分野にかかわらず、医学及び医療の果たすべき社会的役割を認識しつつ、一般的な診療において頻繁に関わる負傷又は疾病に適切に対応できるよう、基本的な診療能力（態度・技能・知識）を身に付けることのできるものでなければならない。

1. 患者を全人的に理解し、患者・家族と良好な人間関係を確立すること。
2. 医療チームの構成員としての役割を理解し、保健・医療・福祉の幅広い職種からなる他のメンバーと協調すること。
3. 患者の問題を把握し、問題対応型の思考を行い、生涯にわたる自己学習の習慣を身に付けること。
4. 患者及び医療従事者にとって安全な医療を遂行し、安全管理の方策を身に付け、危機管理に参画すること。
5. チーム医療の実践と自己の臨床能力向上に不可欠な、症例呈示と意見交換を行うこと。
6. 医療の持つ社会的側面の重要性を理解し、社会に貢献すること。

人々から、愛され・信頼され・尊敬される医師を目指す。病気そのものを対象として病気を撃退することを医療の本質とは捉えず、病める人を全体として捉え、ひとりひとりの患者の持つ問題を解決できる医師を目指す。医学・医療の社会的ニーズを認識しつつ、日常診療で頻繁に遭遇する病気や病態に適切に対応できるよう、プライマリ・ケアの基本的な診療能力（態度、技能、知識）を身に付ける。

医師としての倫理性、医療安全管理への積極的な対応、医療チームの一員としての協調性、患者及びその家族とのコミュニケーションなど、医師に必要な資質を習得する。

○ 特色

医師としての社会的役割を認識し、学ばなければならない必要なプライマリ・ケアの基本的診療能力を身につけると共に、研修医自身による研修先の選択を重視したプログラム

平成31年4月
プログラム責任者

② 病院の理念

地域の皆様に必要とされる安全・安心で心のふれあう良質な医療を提供します

患者の皆さんへの約束

1. 私達は必ず真実を説明します。
2. 事故防止を徹底し、改善努力を怠りません。
3. 有害事象の原因を早急に究明し、判明した事実は速やかに公表します。
4. 安全を守るために具体的対策をたて、全職員が実行していきます。

職員との約束（蒲田の誇り）

1. 事故、失敗は絶対に隠蔽しない。
2. 過誤があれば潔く謝罪する。
3. 必ず具体的対策を立て必ず実行する。
4. 医療安全ではどこの病院にも負けない。
5. 病院は正直な職員を全力で守る。

③ 基本方針

1. 日常の診療行為や看護が安全、確実、親切、丁寧で住民に信頼されるように努めます。
2. 総合診療医を育てる病院として二次救急の中心となり、救急車がまず搬送を考える病院になるように努めます。
3. 地域医療連携センターを充実させ、地域包括ケアの要となるよう密接な連携に努めます。
4. 病院の社会的評価を高めるため積極的に情報公開を行い、「医療の質」の向上に努めます。

4 研修医の心得

1. 社会人として、医師として自覚を持つこと。
2. 挨拶をすること。電話対応には、はっきりと明るく対応すること。
3. 約束や時間を厳守すること。患者さんをすぐに診に行くこと。
4. 身だしなみや言葉遣いに注意し、医師としての品位を損なわないようにすること。
5. 医の倫理についてよく理解し、診療に当たること。
6. 患者さんには懇切丁寧に対応し、インフォームドコンセントに努めること。
7. 病院の信用を傷つけ、または利益を害するような言動はしないこと。
8. チームワークを大切にし、協調性を高めること。何事も自分だけの判断ではなく、指導医と相談すること。
9. カルテ等の重要性を理解し、正確な記録に努めること。
10. カンファランス、臨床病理検討会（CPC）、病院の行事等には必ず参加すること。
11. コスト意識を持って、病院業務に当たること。

5 独立行政法人地域医療機能推進機構（JCHO）東京蒲田医療センターの概要

（1）独立行政法人 地域医療機能推進機構（JCHO）とは

JCHO（ジェイコー）とは、Japan Community Health care Organization の英語表記の略称である。

5事業（救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療）、5疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患）、リハビリテーションその他地域において必要とされる医療及び介護を提供する機能の確保を図ることを目的としている。

（2）独立行政法人 地域医療機能推進機構（JCHO）の使命

1. 地域医療、地域包括ケアの要として、超高齢社会における地域住民の多様なニーズに応え、地域住民の生活を支える。
2. 地域医療の課題の解決・情報発信を通じて全国的な地域医療・介護の向上を図る。
3. 地域医療、地域包括ケアの要となる人材を育成し、地域住民の健康意識の向上に寄与する。
4. 独立行政法人として、社会的な説明責任を果たしつつ、透明性が高く自立的な運営を行う。

（3）独立行政法人 地域医療機能推進機構（JCHO）東京蒲田医療センターの概要

病院長：渡邊 正志

所在地：〒144-0035 東京都大田区南蒲田2-19-2

創立日：1949年4月1日

※2014年4月1日独立行政法人 地域医療機能推進機構（JCHO）への組織変更・名称変更

病床数：230床

職員数：328名（令和6年3月現在）

常勤医師数：42名（令和6年3月現在）

休診日：土日祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

併設する施設：健康管理センター

6 臨床研修指導体制

臨床研修における責任体制を明確にするため、プログラム責任者及び本院における研修実施責任者を設置する。

プログラム責任者は、本院における臨床研修業務を総括・管理し、研修プログラムの企画・立案及び実施の管理並びに研修医に対する助言、指導、援助等を行う。

各診療科の責任者を指導医とする。指導医は研修医に対する指導に関する責任者又は管理者の立場にあるものであり、指導医が研修医を直接指導することだけでなく、指導医の指導監督の下、上級医（研修医よりも臨床経験の長い医師）が直接指導する。その他の研修分野についても、適切な指導力を有している者が、研修医の指導に当たる。

なお、臨床研修は毎年4月1日から開始する。

(1) 研修医の注意すべき事項

1. 研修期間中は独自の判断で診療を行わず、指導医と相談しながら行うこと。
2. 定められた研修項目を経験したときは、その都度決められた方式により自己評価すること。
3. カンファランス、臨床病理検討会（CPC）、勉強会、及び学会・研究会等に積極的に参加すること。
4. 研修評価はオンライン臨床研修評価システム（新 EPOC）にて行う。各研修期間終了後速やかに入力を行うこと。
5. 経験すべき症候（29項目）・経験すべき疾病・病態（26項目）を経験し、日常業務で退院時要約（病歴、身体所見、検査所見、アセスメント、プラン（診断、治療、教育）、考察等を含む）を作成、指導医（上級医）の確認を受けること。

(2) 指導医の注意すべき事項

1. 研修医を下働きの助手として扱うことを禁止する。医師養成の一翼を担っていることを認識して指導に当たること。
2. 高度な専門的知識や技術を指導するのではなく、研修医として知らなければならない基礎的な知識技術を優先的に教えることであり、指導医は示された具体的な研修項目について教え、目標のレベルに到達させること。また、定められた方式に従って研修の成果を評価すること。
3. 研修期間中は、研修医単独で主治医とすることなく、また如何なる診療行為においても必ず指導医の監督下で診療に当たらせること。
4. 指導医は、病理解剖の重要性を認識し、研修医にも積極的にこれに参加させること。また定期的に開催している臨床病理検討会（CPC）に積極的に参加させること。

7 研修協力病院及び研修協力施設

医師として幅広い社会性と温かい人間性を育成し、基礎的なプライマリ・ケアを学ぶために下記の研修協力病院及び研修協力施設と共同して研修医を指導育成する。

東京医科大学病院 …………… 救急研修（8週）・選択科研修

東邦大学医療センター大森病院 …………… 循環器内科研修（4週）

小児科研修（8週）・産婦人科研修（8週）

精神科研修（4週）・救急研修（8週）・選択科研修

※救急研修（8週）は東京医科大学病院若しくは東邦大学医療センター大森病院のいずれかで実施

東邦大学医療センター大橋病院 …………… 選択科研修

総合病院厚生中央病院 …………… 選択科研修

JCHO秋田病院 …………… 地域医療研修（8週）

JCHO二本松病院 …………… 地域医療研修（8週）

JCHO宇和島病院 …………… 地域医療研修（8週）

※JCHO3病院のうちいずれかの病院で研修

保健所

・大田区保健所 …………… 保健・医療行政研修（1週）

選択科研修については当院及び研修協力病院（東京医科大学病院・東邦大学医療センター大森病院・東邦大学医療センター大橋病院・総合病院厚生中央病院）にて実施する。選択科研修は初期臨床研修医から希望診療科を募り、研修協力病院の承諾を得られた場合に研修を行うことができる。希望診療科は1年次研修終了3ヶ月前までにプログラム責任者に申し出ること。

8 臨床研修管理委員会

臨床研修制度の円滑な運営と研修の充実を図るため、臨床研修管理委員会（以下委員会という）を設置する。

委員会の委員長は院長が務め、プログラム責任者、副プログラム責任者、研修指導医、事務部長、看護部長、臨床研修協力病院の研修実施責任者、臨床研修協力施設の研修実施責任者、その他委員長が必要と認めた者をもって構成し、次の事項について審議する。

1. 研修プログラムの全体的管理（作成方針の決定と相互調整、実施計画、その他）
2. 研修医の全体的管理（研修医の募集、処遇、健康管理、他施設への出向、研修継続の可否、その他）
3. 研修医の研修状況の評価（研修目標の到達状況の評価、研修修了時及び中断時の評価、その他）
4. 採用時における研修希望者の評価
5. 研修修了後及び中断後の進路についての相談と支援
6. その他臨床研修に関する重要事項

研修医が2年間の所定の研修課程を修了した時は、院長は委員会の報告に基づき「研修修了証」を交付する。

9 研修に関わる責任者等の名簿

(1) JCHO 東京蒲田医療センター 臨床研修管理委員会委員長

JCHO 東京蒲田医療センター 院長 渡邊 正志

(2) プログラム責任者

JCHO 東京蒲田医療センター 糖尿病内科診療部長 礪 薫

(3) 研修実施責任者

JCHO 東京蒲田医療センター …………… 院長 渡邊 正志

東京医科大学病院 …………… 卒後臨床研修センター

研修センター長 阿部 信二

東邦大学 …………… 東邦大学医学部 卒後臨床研修／生涯教育センター

センター長 高井 雄二郎

総合病院厚生中央病院 …………… 院長 河島 尚志

大田区保健所 …………… 所長 伊津野 孝

JCHO 秋田病院 …………… 内科診療部長 佐々木 隆

JCHO 二本松病院 …………… 副院長 柳沼 健之

JCHO 宇和島病院 …………… 副院長 佐々木 修

(4) 研修医の指導を行う者

JCHO 東京蒲田医療センター …………… 礪 薫・宮澤秀明・田村 晃 他

東京医科大学病院 …………… 三島史朗 他

東邦大学医療センター大森病院…………… 小原 明・森田峰人・水野雅文・本田 満 他

東邦大学医療センター大橋病院…………… 前谷 容 他

総合病院厚生中央病院 …………… 河島 尚志 他

大田区保健所 …………… 伊津野 孝 他

JCHO 秋田病院 …………… 佐々木 隆 他

JCHO 二本松病院 …………… 柳沼 健之 他

JCHO 宇和島病院 …………… 佐々木 修 他

10 初期臨床研修医の処遇

(1) 処遇

身 分 : 常勤

研修手当 : 1年次 月額 337,000円

2年次 月額 352,000円

賞与あり

勤務時間 : 8:30~17:15 (休憩60分)

時間外勤務 : 有

休 日 : 土曜日、日曜日、祝日、年末年始

有給休暇 : 採用時に付与 (4月採用時は15日)

他に夏季休暇、慶弔等休暇

宿 日 直 : 月2回程度

研修医室 : 有

研修医のための宿舎 : 有 (単身者用6戸)

(2) 福利厚生

健康管理 : 健康診断 年1回実施

公的医療保険 : 健康保険組合

公的年金保険 : 厚生年金

雇用保険の適用 : 有

労働者災害補償保険法の適用 : 有

(3) 研修

院内研修会 : 医局検討会、接遇研修、医療安全研修、感染防止対策研修、臨床病理検討会 (CPC) 等

外部の研修活動 : 学会・研修会への参加可 (参加費用の補助有)

(4) その他

医師賠償責任保険 : 病院において加入しない。個人加入すること。

禁 止 事 項 : 研修医の研修期間中のアルバイト診療、その他の兼業は禁止する。

なお、2年間の初期臨床研修修了後、研修医が引き続き本院において後期研修を希望する場合は、各診療科の定数を勘案のうえ対応することとする。

11 初期臨床研修医の募集要項

(1) 定 員

1年次 2名

(2) 応募資格

医師国家試験に合格見込みの者

(3) 施設見学

病院ホームページでお知らせいたします。

(4) 応募に必要な書類

① 履歴書 (写真添付) ② 出身大学卒業見込証明書 ③ 成績証明書

(5) 選 考

論作文・面接

選考日時：病院ホームページでお知らせいたします。

(6) 採否

マッチングにて決定。決定次第通知いたします。

(7) 研修開始日

4月1日より2年間

(8) 応募に関する申し込み・問い合わせ先

JCHO 東京蒲田医療センター 総務企画課

住 所：〒144-0035 東京都大田区南蒲田2-19-2

電 話：03-3738-8221 (代表)

F A X：03-3733-7471

E-mail：main@kamata.jcho.go.jp

募集要項は病院ホームページ (<http://kamata.jcho.go.jp/>) からご参照いただけます。

12 臨床研修スケジュールの概要

研修医は下記スケジュールに基づいて所定の期間研修を行うこと。

(1) 研修診療科、研修期間、研修病院・施設等

1. 内科系研修（24週） …………… JCHO 東京蒲田医療センター（20週）
東邦大学医療センター大森病院（4週）
一般外来2週含む
2. 救急部門研修（12週） …………… JCHO 東京蒲田医療センター（4週）
東邦大学医療センター大森病院（8週）
若しくは東京医科大学病院（8週）
3. 外科系研修（16週） …………… JCHO 東京蒲田医療センター
一般外来1週含む
4. 産婦人科研修（8週） …………… 東邦大学医療センター大森病院
5. 小児科研修（8週） …………… 東邦大学医療センター大森病院
6. 精神科研修（4週） …………… 東邦大学医療センター大森病院
7. 地域医療研修（8週） …………… JCHO 秋田病院（8週）
一般外来1週含む JCHO 二本松病院（8週）
在宅診療1週含む JCHO 宇和島病院（8週） } 3病院のうちいずれか
8. 保健・医療行政研修（1週） …………… 大田区保健所
9. 選択科又は未研修項目の研修
（23週） …………… 研修医が研修計画を立て実行する。
当院又は研修協力病院にて行う。
 - ・ JCHO 東京蒲田医療センター
 - ・ 研修協力病院 東京医科大学病院
東邦大学医療センター大森病院
東邦大学医療センター大橋病院
総合病院厚生中央病院

※ 各診療科別 一般目標・行動目標・研修方略・評価方法はP20～27参照。

(2) 研修医スケジュール (例)

| | 1～ 4週 | 5～ 8週 | 9～ 12週 | 11～ 16週 | 17～ 20週 | 21～ 24週 |
|--------------|-------------|----------|-----------|------------|------------|-------------|
| 1年次 (52週) | 内科 (20週) | | | | | 外科 (16週) |

| | 25～ 28週 | 29～ 32週 | 33～ 36週 | 37～ 40週 | 41～ 44週 | 45～ 48週 | 49～ 52週 |
|--|-------------|------------|------------|--------------------|---------------------|------------|---------------------|
| | 外科 (16週) | | | 内科 東邦大森 (4週) | 救急科 東京医大 (8週) | | 精神科 東邦大森 (4週) |

| | 1～ 4週 | 5～ 8週 | 9～ 12週 | 11～ 16週 | 17～ 20週 | 21～ 24週 |
|--------------|---------------------|----------|----------------------|------------|-------------|-------------|
| 2年次 (52週) | 小児科 東邦大森 (8週) | | 産婦人科 東邦大森 (8週) | | 救急科 (4週) | 選択科 (4週) |

| | 25～ 28週 | 29～ 32週 | 33～ 36週 | 37～ 40週 | 41～ 44週 | 45～ 48週 | 49～ 52週 |
|--|-----------------------|--------------------------------------|------------|--------------|------------|------------|------------|
| | 保健・医療行政 健所 (1週) | 地域医療 JCHO 秋田or二本松or宇和島 (8週) | | 選択科 (16週) | | | |
| | 選択科 (3週) | | | | | | |

13 研修の評価

(1) 研修期間の評価

- ・ 研修期間（2年間）を通じた休止期間の上限90日（研修期間において定める休日はない）を超える場合は未研修扱い。
- ・ 各研修分野に求められている必要履修期間を満たしていない場合にも未研修扱い。
- ・ 勤務時間管理簿による勤怠状況の評価を行う。

(2) 臨床医としての適性の評価

以下の事項のないこと。

- ・ 安心、安全な医療の提供ができない。
- ・ 法令、規制が遵守できない。

(3) 臨床研修到達目標の評価

オンライン臨床研修評価システム（新 EPOC）に登録すること。

1. オンライン臨床研修評価システム（新 EPOC）評価

- ・ 医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」一部改訂（平成30年7月3日付け厚生労働省医政局長通知）に伴い令和2年より新EPOCを使用開始。新EPOCを用いて評価を行うこと。
- ・ 経験すべき症候（29症候）、経験すべき疾病・病態（26疾病・病態）は必ず経験していること。
- ・ 経験すべき症候及び経験すべき疾病・病態の研修を行ったことの確認は、日常業務において作成する退院時要約に基づくこととし、病歴、身体所見、検査所見、アセスメント、プラン（診断・治療・教育）、考察等を含むこと。

(4) 指導医、看護部、医療技術部門、管理者の評価

- ・ 研修医評価票Ⅰ～Ⅲ（様式18～20）を用いて下記内容の評価
 - Ⅰ. 「A. 医師としての基本的価値観（プロフェッショナリズム）」に関する評価
 - Ⅱ. 「B. 資質・能力」に関する評価
 - Ⅲ. 「C. 基本的診療業務」に関する評価

(5) 研修医手帳

- ・ 院長面談、プログラム責任者面談、臨床病理検討会（CPC）、医局検討会、各種研修会・講演会等の記録をすること。その際、指導医に提出し確認後捺印を受けること。

14 後期研修の概要

(1) 目 的

初期臨床研修修了後、専門医の資格を取得するために必要な基本的知識と技術及び診療態度、指導能力を習得することを目的とする。

(2) 一般目標

1. 患者中心の医療が実践できる。
2. チームワークの重要性を理解し行動できる。
3. 医療の安全について配慮ができる。
4. 医学の進歩に伴う生涯学習ができる。

(3) 到達目標

1. 主治医としての責任と義務を果たし、患者・家族や他の医療従事者との信頼関係を築き診療できる。
2. 積極的に学会発表等の臨床研究活動ができる。
3. 後輩医師への指導医としての役割を果たせる。
4. 学会指定の研修カリキュラムを取得し、認定医・専門医の資格を得る。

(4) 研修期間（原則）

1. 内科は原則6年以内。
2. 外科、整形外科、麻酔科、耳鼻咽喉科、眼科は原則5年以内。
3. その他診療科は科ごとに研修期間を考慮する。

研修期間は状況により相談に応ずる。

(5) 研修方法

1. 取得を希望する専門科とその関連科について研修を行う。
関連科の研修は専攻する特性を考え自らの希望による。
2. 関連科の研修は合計で1年以内とする。
3. 専門科の研修は学会指定の研修カリキュラムに基づいて行う。

なお、後期研修医の定数は状況を鑑み決定する。

(6) 後期研修医の処遇

身 分：常勤

研修手当：年間7,000,000円程度（賞与、宿日直手当含む）

※ 医師免許取得後3年目の場合

宿日直：月4回程度

外部の研修活動：学会・研修会への参加可（参加費用の補助有）

雇用契約：1年ごとの契約とし、病院・研修医双方合意の上更新する。

(7) 後期研修管理体制

JCHO 東京蒲田医療センター臨床研修委員会の助言の下、院長がこれを管理管轄する。

(8) 後期研修で取得可能な資格

- ・内科認定医、専門医
- ・消化器病専門医
- ・外科専門医
- ・透析専門医
- ・糖尿病専門医
- ・泌尿器専門医

(9) 施設認定一覧

- ・臨床研修病院
- ・日本消化器病学会専門医制度認定施設
- ・日本外科学会認定医制度修練施設
- ・日本泌尿器科学会専門医教育施設
- ・日本透析医学会専門医制度教育関連施設
- ・日本肝臓学会認定施設
- ・日本人間ドック学会人間ドック専門医制度過渡的措置に基づく研修関連施設
- ・マンモグラフィ(乳房エックス線写真)検診施設
- ・日本内科学会認定医制度教育関連施設
- ・麻酔科認定病院
- ・日本整形外科学会認定医制度研修施設
- ・日本眼科学会専門医制度研修施設
- ・日本糖尿病学会認定教育施設

15 全科共通 到達目標

医師は、病める人の尊厳を守り、医療の提供と公衆衛生の向上に寄与する職業の重大性を深く認識し、医師としての基本的価値観（プロフェッショナリズム）及び医師としての使命の遂行に必要な資質・能力を身に付けなくてはならない。医師としての基盤形成の段階にある研修医は、基本的価値観を自らのものとし、基本的診療業務ができるレベルの資質・能力を修得する。

A. 医師としての基本的価値観（プロフェッショナリズム）

1. 社会的使命と公衆衛生への寄与

社会的使命を自覚し、説明責任を果たしつつ、限りある資源や社会の変遷に配慮した公正な医療の提供及び公衆衛生の向上に努める。

2. 利他的な態度

患者の苦痛や不安の軽減と福利の向上を最優先し、患者の価値観や自己決定権を尊重する。

3. 人間性の尊重

患者や家族の多様な価値観、感情、知識に配慮し、尊敬の念と思いやりの心を持って接する。

4. 自らを高める姿勢

自らの言動及び医療の内容を省察し、常に資質・能力の向上に努める。

B. 資質・能力

1. 医学・医療における倫理性

診療、研究、教育に関する倫理的な問題を認識し、適切に行動する。

- ①人間の尊厳を守り、生命の不可侵性を尊重する。
- ②患者のプライバシーに配慮し、守秘義務を果たす。
- ③倫理的ジレンマを認識し、相互尊重に基づき対応する。
- ④利益相反を認識し、管理方針に準拠して対応する。
- ⑤診療、研究、教育の透明性を確保し、不正行為の防止に努める。

2. 医学知識と問題対応能力

最新の医学及び医療に関する知識を獲得し、自らが直面する診療上の問題について、科学的根拠に経験を加味して解決を図る。

- ①頻度の高い症候について、適切な臨床推論のプロセスを経て、鑑別診断と初期対応を行う。
- ②患者情報を収集し、最新の医学的知見に基づいて、患者の意向や生活の質に配慮した臨床決断を行う。
- ③保健・医療・福祉の各側面に配慮した診療計画を立案し、実行する。

3. 診療技能と患者ケア

臨床技能を磨き、患者の苦痛や不安、考え・意向に配慮した診療を行う。

- ①患者の健康状態に関する情報を、心理・社会的側面を含めて、効果的かつ安全に収集する。
- ②患者の状態に合わせた、最適な治療を安全に実施する。

③診療内容とその根拠に関する医療記録や文書を、適切かつ遅滞なく作成する。

4. コミュニケーション能力

患者の心理・社会的背景を踏まえて、患者や家族と良好な関係性を築く。

①適切な言葉遣い、礼儀正しい態度、身だしなみで患者や家族に接する。

②患者や家族にとって必要な情報を整理し、分かりやすい言葉で説明して、患者の主体的な意思決定を支援する。

③患者や家族のニーズを身体・心理・社会的側面から把握する。

5. チーム医療の実践

医療従事者をはじめ、患者や家族に関わる全ての人々の役割を理解し、連携を図る。

①医療を提供する組織やチームの目的、チームの各構成員の役割を理解する。

②チームの各構成員と情報を共有し、連携を図る。

6. 医療の質と安全管理

患者にとって良質かつ安全な医療を提供し、医療従事者の安全性にも配慮する。

①医療の質と患者安全の重要性を理解し、それらの評価・改善に努める。

②日常業務の一環として、報告・連絡・相談を実践する。

③医療事故等の予防と事後の対応を行う。

④医療従事者の健康管理（予防接種や針刺し事故への対応を含む。）を理解し、自らの健康管理に努める。

7. 社会における医療の実践

医療の持つ社会的側面の重要性を踏まえ、各種医療制度・システムを理解し、地域社会と国際社会に貢献する。

①保健医療に関する法規・制度の目的と仕組みを理解する。

②医療費の患者負担に配慮しつつ、健康保険、公費負担医療を適切に活用する。

③地域の健康問題やニーズを把握し、必要な対策を提案する。

④予防医療・保健・健康増進に努める。

⑤地域包括ケアシステムを理解し、その推進に貢献する。

⑥災害や感染症パンデミックなどの非日常的な医療需要に備える。

8. 科学的探究

医学及び医療における科学的アプローチを理解し、学術活動を通じて、医学及び医療の発展に寄与する。

①医療上の疑問点を研究課題に変換する。

②科学的研究方法を理解し、活用する。

③臨床研究や治験の意義を理解し、協力する。

9. 生涯にわたって共に学ぶ姿勢

医療の質の向上のために省察し、他の医師・医療者と共に研鑽しながら、後進の育成にも携わり、生涯にわたって自律的に学び続ける。

①急速に変化・発展する医学知識・技術の吸収に努める。

②同僚、後輩、医師以外の医療職と互いに教え、学びあう。

③国内外の政策や医学及び医療の最新動向（薬剤耐性菌やゲノム医療等を含む。）を把握する。

C. 基本的診療業務

コンサルテーションや医療連携が可能な状況下で、以下の各領域において、単独で診療ができる。

1. 一般外来診療

頻度の高い症候・病態について、適切な臨床推論プロセスを経て診断・治療を行い、主な慢性疾患については継続診療ができる。

2. 病棟診療

急性期の患者を含む入院患者について、入院診療計画を作成し、患者の一般的・全身的な診療とケアを行い、地域連携に配慮した退院調整ができる。

3. 初期救急対応

緊急性の高い病態を有する患者の状態や緊急度を速やかに把握・診断し、必要時には応急処置や院内外の専門部門と連携ができる。

4. 地域医療

地域医療の特性及び地域包括ケアの概念と枠組みを理解し、医療・介護・保健・福祉に関わる種々の施設や組織と連携できる。

16 各診療科別 一般目標・行動目標・研修方略・評価方法

(1) 内科系 (内科)

◆ 一般目標 (GIO)

1. 厚生労働省 臨床研修の到達目標の達成に努める。
2. 内科系疾患の診療を行うに必要な基本的知識と技術を習得し、その診療態度を身に付ける。
3. 基本的診察法・検査法・処置法を学び、それらを理解し応用し診断・治療に参加する。
4. 診療録類の重要性を認識し、正しい記録と管理ができる。

◆ 行動目標 (SBO)

具体的行動目標は、厚生労働省 臨床研修の到達目標「I 行動目標」の項目を参照。

◆ 研修方略 (LS)

1. 指導医・上級医の下、一般外来、救急外来、病棟において患者を初診から継続して受け持ち診療を行う。
2. 指導医・上級医の下、宿日直で救急患者の初診診療を行い、救急疾患の検査、診断、治療方針について検討し、診療に参加する。
3. カンファランス、CPC、勉強会等に積極的に参加し、各疾患や治療についての知識を高める。

◆ 評価方法 (EV)

1. 研修医は新EPOCによる形成的評価を行う。
2. 指導医は新EPOCと研修医評価票 I～III (様式 18～20) による形成的評価と総合的評価を行う。
3. 看護部、医療技術部門、管理者は研修医評価票 I～III (様式 18～20) による形成的評価と総合的評価を行う。
4. 知識、症例経験数、退院時要約に基づいて評価する。

◆ 週間スケジュール

【内科】

| | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 |
|----|----------------------|-------|---|-------|---------|
| 午前 | 外来診療 病棟回診 人工透析 胃内視鏡 | | | | |
| 午後 | 外来診療 病棟回診 人工透析 大腸内視鏡 | | | | |
| | | 糖尿病教室 | | 糖尿病教室 | フットケア外来 |

(2) 救急部門

◆ 一般目標 (GIO)

1. 厚生労働省 臨床研修の到達目標の達成に努める。
2. 臨床医として必要な救急患者に対する初期治療法を理解し習得する。
3. 緊急検査データを評価する能力を持ち、全身状態を把握することができる。

◆ 行動目標 (SBO)

具体的行動目標は、厚生労働省 臨床研修の到達目標「I 行動目標」の項目を参照。

◆ 研修方略 (LS)

1. 指導医・上級医の指示に従い、チームの一員として患者の診療に当たる。
2. 救急部門では内科系救急当番医、外科系救急当番医等の指導医・上級医の下、救急車搬入患者の初診診療に当たる。
3. カンファランス、CPC、勉強会等に積極的に参加し、各疾患や治療についての知識を高める。

◆ 評価方法 (EV)

1. 研修医は新EPOCによる形成的評価を行う。
2. 指導医は新EPOCと研修医評価票 I～III (様式 18～20) による形成的評価と総合的評価を行う。
3. 看護部、医療技術部門、管理者は研修医評価票 I～III (様式 18～20) による形成的評価と総合的評価を行う。
4. 知識、症例経験数、退院時要約に基づいて評価する。

(3) 外科系 (外科)

◆ 一般目標 (GIO)

1. 厚生労働省 臨床研修の到達目標の達成に努める。
2. 外科系疾患の診療を行うに必要な基本的知識と技術を習得し、その診療態度を身に付ける。
3. 外科系研修では、主に臨床医として必要な初期診療の外科的応急処置ができ、緊急手術の適応を判断できる。

◆ 行動目標 (SBO)

具体的行動目標は、厚生労働省 臨床研修の到達目標「I 行動目標」の項目を参照。

◆ 研修方略 (LS)

1. 指導医・上級医の下、一般外来、救急外来、病棟において患者を初診から継続して受け持ち外来処置も同様に診療を行う。
2. 手術を見学し包交、処置、術前術後管理を習得する。
3. 指導医・上級医の下、宿日直で救急患者の初診診療を行い、救急疾患の検査、診断、治療方針について検討し、診療に参加する。
4. カンファランス、CPC、勉強会等に積極的に参加し、各疾患や治療についての知識を高める。

◆ 評価方法 (EV)

1. 研修医は新EPOCによる形成的評価を行う。
2. 指導医は新EPOCと研修医評価票 I～III (様式 18～20) による形成的評価と総合的評価を行う。
3. 看護部、医療技術部門、管理者は研修医評価票 I～III (様式 18～20) による形成的評価と総合的評価を行う。
4. 知識、症例経験数、退院時要約に基づいて評価する。

◆ 週間スケジュール

【 外科 】

| | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 |
|----|--------------|---------|---|---|--------------------|
| 午前 | 外来診療 病棟回診 処置 | | | | |
| 午後 | 手術 病棟回診 処置 | | | | |
| | | カンファランス | | | スキンケア外来 カンファランス |

(4) 産婦人科

◆ 一般目標 (GIO)

1. 厚生労働省 臨床研修の到達目標の達成に努める。
2. 女性であり、母性としての患者の心理をよく理解し、臨床医として必要な産婦人科の基礎的知識を身に付ける。
3. 産婦人科的救急医療についての初期診療を理解し、その基本的臨床能力を取得する。

◆ 行動目標 (SBO)

具体的行動目標は、厚生労働省 臨床研修の到達目標「I 行動目標」の項目を参照。

◆ 研修方略 (LS)

1. 指導医・上級医の下、一般外来、救急外来、病棟において患者を初診から継続して受け持ち診療を行う。
2. カンファランス、CPC、勉強会等に積極的に参加し、各疾患や治療についての知識を高める。

◆ 評価方法 (EV)

1. 研修医は新EPOCによる形成的評価を行う。
2. 指導医は新EPOCと研修医評価票 I～III (様式 18～20) による形成的評価と総合的評価を行う。
3. 知識、症例経験数、退院時要約に基づいて評価する。

(5) 小児科

◆ 一般目標 (GIO)

1. 厚生労働省 臨床研修の到達目標の達成に努める。
2. 新生児から中学生までを扱う小児科の特異性を理解し、小児科特有な疾患についての基礎的知識を習得し、診療に参加する。

◆ 行動目標 (SBO)

具体的行動目標は、厚生労働省 臨床研修の到達目標「I 行動目標」の項目を参照。

◆ 研修方略 (LS)

1. 指導医・上級医の下、一般外来、救急外来、病棟において患者を初診から継続して受け持ち診療を行う。
2. カンファランス、CPC、勉強会等に積極的に参加し、各疾患や治療についての知識を高める。

◆ 評価方法 (EV)

1. 研修医は新EPOCによる形成的評価を行う。
2. 指導医は新EPOCと研修医評価票 I～III (様式 18～20) による形成的評価と総合的評価を行う。
3. 知識、症例経験数、退院時要約に基づいて評価する。

(6) 精神科

◆ 一般目標 (GIO)

1. 厚生労働省 臨床研修の到達目標の達成に努める。
2. 比較的良好に遭遇する精神科疾患についての基礎的知識を習得し、患者の精神症状や心理的側面に目を向ける態度を身に付ける。

◆ 行動目標 (SBO)

具体的行動目標は、厚生労働省 臨床研修の到達目標「I 行動目標」の項目を参照。

◆ 研修方略 (LS)

1. 指導医・上級医の下、一般外来、救急外来、病棟において患者を初診から継続して受け持ち診療を行い、精神科診断・治療法について指導を受ける。
2. カンファランス、CPC、勉強会等に積極的に参加し、各疾患や治療についての知識を高める。

◆ 評価方法 (EV)

1. 研修医は新EPOCによる形成的評価を行う。
2. 指導医は新EPOCと研修医評価票 I～III (様式 18～20) による形成的評価と総合的評価を行う。
3. 知識、症例経験数、退院時要約に基づいて評価する。

(7) 地域医療、保健・医療行政

◆ 一般目標 (GIO)

1. 厚生労働省 臨床研修の到達目標の達成に努める。
2. 患者・家族を取り巻く医療を包括的に考え、身体・心理・社会的側面から患者を全人的に理解し、患者・家族と良好な人間関係を築く。
3. 医療を包括的な立場から捉え、関係機関や諸団体との連携を深め、より良いコミュニケーションを確立する。

◆ 行動目標 (SBO)

具体的行動目標は、厚生労働省 臨床研修の到達目標「I 行動目標」の項目を参照。

◆ 研修方略 (LS)

1. 診療所での医療業務を経験し、病院の医療業務との違い、役割分担、病診連携について理解する。
2. 診療所の指導医と共に往診を経験し、在宅医療について理解する。
3. 往診を経験し、家庭と医療機関、福祉機関の連携について理解する。
4. 保健所が行う健康増進活動、母子保健活動、予防医療活動等を経験し、保健所の役割を理解する。

◆ 評価方法 (EV)

1. 研修医は新EPOCによる形成的評価を行う。
2. 指導医は新EPOCと研修医評価票 I～III (様式 18～20) による形成的評価と総合的評価を行う。
3. 知識、症例経験数、退院時要約に基づいて評価する。

(8) その他の診療科

◆ 一般目標 (GIO)

1. 各研修施設の診療科別プログラムの一般目標に準ずる。

◆ 行動目標 (SBO)

具体的行動目標は、厚生労働省 臨床研修の到達目標「I 行動目標」の項目を参照。

◆ 研修方略 (LS)

1. 指導医・上級医の下、各研修施設の診療科別プログラムに基づいて研修を行う。

◆ 評価方法 (EV)

1. 研修医は新EPOCによる形成的評価を行う。
2. 指導医は新EPOCと研修医評価票 I～III (様式 18～20) による形成的評価と総合的評価を行う。
3. 知識、症例経験数、退院時要約に基づいて評価する。